

広島県告示第二百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十四年四月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
府中市上下町上下字田中四九五番七地先から 府中市上下町上下字田中四六五番 三地先まで	一一二・二〇〇 三七・六〇	七・二〇〇 二〇・六〇		二九九・〇〇	拡幅 (県道三原東 城線と重複)

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原東城線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
府中市上下町上下字田中四九五番七地先から 府中市上下町上下字田中四六五番 三地先まで	一一二・二〇〇 三七・六〇	七・二〇〇 二〇・六〇		二九九・〇〇	拡幅 (一般国道四 三三二号と重複)